

使用上の注意

1. この名簿は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法という。」）に基づき、いわき市長から許可を受けた一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者、並びに使用済自動車の再資源化に関する法律（以下「自り法」）に基づき、いわき市長から登録又は許可を受けた引取業者、フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者を対象としたものです。

なお、平成23年4月1日施行の改正廃掃法によって、福島県知事より産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者につきましては、福島県知事の許可のみで本市において産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業が可能となりましたが、本名簿には記載しておりませんのでご注意ください。

2. 名簿使用上の注意事項

- (1) 許可業者欄の括弧内の氏名は、法人の場合の代表者の氏名です。
- (2) 許可年月日は、新規、更新又は変更の許可年月日のうち、直近の許可年月日及びを記載しています。
- (3) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類の記述が長くなるものについては、次のとおり省略しています。

「ガラスくず等」…「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」

「処理したもの」…「施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの）」

「引火性廃油」…「揮発油類、灯油類及び軽油類」

「廃強酸」…「水素イオン濃度指数2.0以下の廃酸」

「廃強アルカリ」…「水素イオン濃度指数が12.5以上の廃アルカリ」

「感染性廃棄物」…「感染性産業廃棄物」

「指定下水」…「指定下水汚泥」

- (4) 廃棄物収集運搬業者で積替え及び保管を含むものについては、その廃棄物の種類を「●」で記載してあります。

また、積替えのみを含むものについては、その廃棄物の種類を「◎」で記載してあります。

- (5) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物における許可のうち、限定された項目を多数有する業者についてはその総てを記載しておりませんので、詳細については直接許可業者に確認してください。

- (6) 目次及び一般廃棄物処理業者名簿においては、株式会社等の法人表記を、次表の略号を用いています。

種類	株式	有限	合資	協同	協業
略号	(株)	(有)	(資)	(同)	(業)

